

大口町リサイクル活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町内において実施するリサイクル活動の推進を図るため、大口町内に活動拠点をもつ団体（以下「助成事業者」という。）が行うリサイクル活動推進事業（以下「助成事業」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において大口町リサイクル活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することを目的とし、その交付に関しては、町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成金の交付及び助成金の額)

第2条 助成金の交付及び助成金の額は、別表のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第3条 助成事業者が助成金の交付を受けようとするときは、規則第5条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1）
- (2) 収支予算書（様式第2）

(実績報告書の提出)

第4条 助成事業者は、助成事業が完了したときは規則第10条に規定する実績報告書に、次に掲げる書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第3）
- (2) 収支決算書（様式第4）

(助成金の交付)

第5条 助成事業者は、町長に対し助成金交付請求書（様式第5）により助成金を請求しなければならない。

2 町長は、前項に定める請求書に基づき、助成事業者に助成金を交付するものとする。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、助成金を概算払いすることができる。

(読替規定)

第6条 規則様式第1、様式第2及び様式第3中「補助金等」とあるのは「助成金」と、「補助事業等」とあるのは「助成事業」と読み替えるものとする。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成7年11月27日 大口町告示第63号)

この要綱は、平成7年11月27日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年12月22日 大口町告示第97号)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成12年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 この要綱による改正後の大口町リサイクル活動助成金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱の施行日以後にも助成対象事業を継続している事業者に対し適用し、改正後の要綱の施行日以前に助成対象事業を終えた事業者は、なお従前の例による。

附 則 (平成20年2月20日 大口町告示第10号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町リサイクル活動助成金交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年3月30日 大口町告示第50号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

助成事業者	助成対象経費	助成金の額
フリーマーケットを企画運営する 団体	報償費 需用費	限度額 年間20万円
ごみの減量化及びリサイクル活動 に関する普及啓発活動を行う団体	役務費 使用料及び賃借料 備品購入費	限度額 年間15万円

様式第1 (第3条関係)

事業計画書

助成事業者名

事業名	内 容	実 施 時 期

様式第2 (第3条関係)

収 支 予 算 書

助成事業者名

(単位：円)

「収入の部」

項 目	予 算 額	摘 要
計		

「支出の部」

項 目	予 算 額	左 の 内 訳		摘 要
		対象経費	対象外経費	
計				

様式第3 (第4条関係)

事業実績報告書

助成事業者名

事業名	内 容	実 施 時 期

様式第4（第4条関係）

収 支 決 算 書

助成事業者名

（単位：円）

「収入の部」

項 目	予 算 額	決算額	比較増減	摘 要
計				

「支出の部」

項 目	予算額	決算額	対象経費			摘 要
			申請額	実績額	比較増減	
計						

様式第5（第5条関係）

年 月 日

大口町長 様

助成事業者住所（所在）

氏名（名称）

助 成 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け 第 号で額の決定通知があった助成金を
下記のとおり交付されるよう請求します。

記

請求額 金 円

振込先

金融機関名	農協 支店 銀行
預金の種類	普通・当座
口座番号	
口座名義人	

注) 交付決定通知書の写しを添付すること。